

28 食品衛生施設数及び監視指導数（2-2）

（平成19年度第1四半期分）

業 種	前期末数	許 可	廃 止	今期末数	監視指導数
みそ製造業	31	1	-	32	12
しょう油製造業	12	-	2	10	3
ソース類製造業	62	1	1	62	10
酒類製造業	34	-	-	34	49
豆腐製造業	1,309	8	18	1,299	1,251
納豆製造業	21	-	-	21	8
めん類製造業	742	18	20	740	365
そう菜製造業	1,169	41	24	1,186	683
かん詰又はびん詰食品製造業	40	2	2	40	11
添加物製造業	148	-	5	143	16
食品製造業等取締条例に規定する営業	38,946	1,646	1,096	39,496	22,123
行 商	897	352	82	1,167	1,165
製 造 業	1,930	45	40	1,935	1,001
食料品等販売業	29,697	1,143	845	29,995	14,239
卵選別包装業	138	-	-	138	46
給 食 施設	6,284	106	129	6,261	5,672
食品衛生法施行細則第16条に規定する届出業種等	155,198	2,360	2,349	155,209	50,357
食 品 製 造 業	6,245	895	901	6,239	2,795
食 品 販 売 業	132,658	1,440	1,417	132,681	41,981
食器具容器包装及びおもちゃの製造販売業	7,935	6	12	7,929	3,375
添加物の製造販売業	8,193	19	19	8,193	2,199
乳 さ く 取 業	167	-	-	167	7
東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業	6,262	73	104	6,231	2,802

注1. 卵別包装業は、平成13年10月1日から対象

注2. 平成13年10月1日から対象となった液卵製造業は、食品製造業等取締条例に規定する営業の製造業を含む。

資料：健康安全室健康安全課